

令和5年度八代市障がい者就労施設等優先調達方針

1 策定の趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、八代市における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、下記のとおり方針を定めるものである。

2 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、本市の全組織とする。

3 対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、市内にある施設等とし、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社
- イ 重度障がい者多数雇用事業所（①障がい者の雇用者数が5人以上②障がい者の割合が20%以上③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上）

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

- ア 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達する物品等

障がい者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。

(1) 物品

事務用品、書籍、食料品、飲料品、小物雑貨、その他の物品

(2) 役務

印刷、クリーニング、清掃、施設管理、情報処理、テープ起こし、飲食店等の運営、
その他の役務

5 調達の目標

達成する調達額は前年度実績額を上回ることを目標とする。

6 調達の実施

- (1) この方針における物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等からの調達を推進するものとする。
- (2) 調達の範囲は、八代市契約規則（平成17年規則第178号）第23条に定める額を超えないものとする。
- (3) 本市各部署に対し、障害者優先調達法の趣旨を周知するとともに、市内の障がい者施設等で提供できる物品等について情報収集を行い、情報提供を行うものとする。

7 調達実績の公表

この方針に基づき調達した物品等の実績の概要は、年度ごとに取りまとめ、本市のホームページ等を通じて公表するものとする。

8 公契約における障がい者の就業を促進するために必要な措置

公契約の競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たり、障害者雇用促進法第43条の第1項の規定に違反していないこと又は障がい者就労施設等から相当程度の物品等を調達することに配慮するなどの措置について検討する。

9 その他の事項

(1) シルバー人材センター等への配慮について

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センターや市内企業等に十分配慮しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を進める。

(2) 職場実習生の受け入れ

本市は、障がい者の就労促進に積極的に取り組む事業主として、障がい者就労施設からの職場実習生の受け入れに努めるものとする。

10 方針に関する担当窓口

この調達方針の担当窓口は、健康福祉部障がい者支援課とする。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。